

# 農業開発公社の検討結果(中間報告)

審議における論点	委員会としての審議概要(判断根拠と審議結果)
<b>今後の当該組織のあり方</b> (本委員会としての総括)	<p>当該公社は、地域ごとの実情に則して、高齢化や後継者不足に悩む地域において新規就農者の農地確保支援を行なう、農地の集積を図るため、農家間の土地取引(=規模縮小農家から規模拡大農家への農地売買)を支援するなど、“地域や農家からの信頼”がなければ実質的に遂行できない事業を担っている。現状では、技術や人的情報を蓄積してきた公社以上に有益に業務が行なえる代替機関は無いと判断できる。従って、公社を廃止することは、政策的にも適切ではない。</p> <p>今回、当該公社の存続における最大の論点は、「新たに約3億8300万円の財政支援が生じる」ことへの妥当性である。</p> <p>農地保有合理化促進事業強化基金のうち、2億円は満期保有時に元本保証される外国債で運用しているが、もし、現時点で中途解約した場合には元本の65～70%と減少してしまう。また、長期保有地解消に伴う売却差損については、全国的な地価や制度の問題であり、公社自身の経営上の問題ではないため、これ以上、これらの資金運用や売却差損の是々非々を論じることは、県政にとっても建設的とは言えない。</p> <p>そのため、公社が抱える施策・事業の実行が県の農業政策として重要ならば、設置者である県の責任の下、財政的な支援を行うことはやむを得ないだろう。本委員会としては、長野県において農林業と観光は、各地域が生きていく上で根幹を成す産業であり、さらに激化する国際競争に太刀打ちできる農業を育てるならば、「農地の集約化&amp;効率化」や「新規事業者の参入」は不可欠で、逆に、「新たな投資」の覚悟も必要と考える。現実的な課題は、各地域において、そうした前向きな気持ちを持つ農業従事者がどれほど存在するかといった“意識上の課題”ではないか。</p> <p>しかし、この課題は数十年間指摘されてきた点であり、地域の意識(意欲)を変えるためには、「儲かる農業」への抜本的な転換こそが本質的な議論と言える。今日、首都圏1都3県では流通・外食関連企業と農業組合とが提携することで、生産性の高い大規模農業へと変わる流れがある。その結果、大消費地では、より流通コストを抑えた新鮮で安価で品揃えの良い農産品が提供され、過当競争化している。長野県では、市場の動向を見極めて、「どう農業で生きるか」を生産者自身が再考する時期に来ている。</p> <p>そうした「新しい農業への転換」を推進するためにも、むしろ、新たに生まれ変わろうとしている『人・農地プラン』の実行度を評価し、投資した分の成果(費用対効果)に対するインセンティブとともに、効果が出せない場合の理由(農家側の課題か、集積の技術的な課題か等)を個別に明確にしていく必要があるだろう。そして意欲的な農家を探し、一方で新ビジネスを視野に入れている企業や大学等との新事業企画&amp;提携の可能性の検討を後押しするなど、当該公社側がコーディネート機能を持つ機関と変わることが提案したい。</p>
公社の役割 / 役割分担のあり方	<p>(1)社会・経済状況など政策的にみた公社の業務内容の妥当性</p> <p>長野県では、基幹農業従事者数の減少とともに高齢化が進行しており、農地利用の集積促進と新規就農者の確保が県農政の最重要課題となっている。しかし、こうした農業を取り巻く構造的な問題は、近年になって浮上したのではなく、数十年間、抜本的に解決できてこなかった問題である。</p> <p>県では、24年2月から市町村の『人・農地プラン』の策定を支援しており、それを契機に、地域農業の構造改革を推進するとある。その中で、当該公社が経営改革の一環として取り組む主業務は以下の～であり、本委員会としても、その業務内容は適切と判断する。しかし、これまでも農業の振興や改革に関する計画は策定されてきたはずであり、問われるは、“実効性のみ”だろう。その意味で、プランの実効性を評価、あるいは後押しする仕組みの必要性を指摘したい。</p> <p style="text-align: center;">農地集積のノウハウを活かして、地域におけるプランの作成支援及びプランに基づき担い手への農地利用集積を促進                      県・市町村等が連携して誘致する新規就農者等に対して農地確保を支援                      農業参入企業等と農地のマッチング活動等による遊休農地の活用を促進</p> <p>(2)他組織との競争性の有無</p> <p>現在、当該公社は県全域を対象に、(市町村の境界を超えるケースを含む)“農地の売買”による集積促進を担っている。一方で、市町村やJAは、個々の市町村内の“農地の賃貸借による集積”を担当している。従って、売買に要する資金の無利子調達ができないため、農地の売買を業務としてこなかった市町村やJAが、当該公社の代替機関となるとは考えにくい。</p> <p>また、民間の不動産業者も相対取引の仲介は可能であるが、個別の農家の詳細な情報を持っていないため、今から地域との間で“信頼関係”を築きながら情報収集することは困難だろう。そうなれば、個々の農家を対象とした個別売買が中心となり、ある程度まとまった規模の農地集約を見通した農地売買(区画による交換取引)を行なうことは叶わず、農業の効率を高めることはできない。</p> <p>県自身も、農業経営基盤強化促進法の規定により、農地保有合理化事業の実施主体となることができず、公社への指導等の役割を担う位置づけにとどまる。ただ、公社がより主体的に経営することが望ましく、財政措置の妥当性とは別に、新たな役割を検討する必要がある。その主体性を国の法が縛るとあれば、時代に合わない国の法の問題について、多様な外部関係者が指摘していかなければいけない。</p> <p>(3)他機関(機能)に移管した場合の効果と課題</p> <p>市町村やJAは、所管の地域を越える農地・担い手農家等の幅広い情報を持っていない。また、当該公社のように、売買に必要な資金の無利子調達ができないため、公社と同様の機能を果たすことは難しいと考えられる。</p> <p>農業公社の設立には、前述した法の規定による農地保有合理化法人の必置規定と出資比率50%以上等の要件がある。当該公社以外の他の新たな団体を設立することになれば、新たにその法に基づく手続きが必要となり、実質的に膨大な時間や(人的)経費を超えるだけのメリットがあるとは判断できない。</p>
経営上からみた再評価	<p>(4)経営資源量や配分の適切性</p> <p>これまでも長期保有地の解消(H18:13億円 H23:57百万円)や人員削減(H15:31人 H23:21人)等の組織改革を実施しており、経営資源としては余剰的なものは見受けられない。</p> <p>平成25年11月末までに、当該公社が公益財団法人への移行手続きをしない場合は、強制解散となる。なお、公益財団法人へ移行した場合は、その後、長期保有地解消に伴う借入金の残額の返済に収益を充当できなくなり、支払い利息により経営がさらに圧迫されるという課題が新たに浮上する。また、平成26年3月末の農地保有合理化促進事業強化基金の返還等により債務超過となる。公益法人化後は、正味財産が2期連続で300万円未満となり、組織は強制解散させられる。</p> <p>(5)経常利益等からみた組織経営の適切性</p> <p>現時点で、未売却の長期保有地の早期処分(H26度目途)や、支所の統合・人員削減(H24年度:20人 H29年度11人)を実施予定であり、さらなる組織改革の努力が認められる。</p> <p>経営改革の実効性については、プランに基づく担い手への農地の利用集積により、年間売渡面積を80haから100haに増加させる目標がある。本委員会としては、その目標達成で単年度平均1300万円ほどの収益改善が見込まれるとする公社の想定を是としたい。</p> <p>公益財団法人移行時、強化基金の返還や長期保有地に係る借入金の返済に合わせて、県から約3億8300万円の財政支援が必要となるが、「長野県の農業政策を実現するために当該組織が必要」との根拠が明確になれば、財政措置は行なうべきである。</p> <p>長期保有地の処分の終了、組織改革、売上面積の増及び財政支援により、H27度以降は当該公社の経営は毎年度黒字となる見込みとされ、経営的に問題となる期間は数年であり、本委員会としては、当該組織が中長期的に自立的経営ができていくことに期待したい。</p>
(6)その他の着眼点	
(7)包括外部監査人の指摘事項	<p>・農地保有合理化促進事業強化基金の返還、長期保有地解消に伴う借入金の残額返済、公益法人改革等の対応に対して、県の追加的な財政支援なしに事業の維持が困難である。債務の整理を行い、農地保有合理化事業を継続するためには、抜本的な経営改革を行い、その機能を維持することが必要である。改革基本方針の見直しを含めた検討が必要である</p>